

出店可能な業種

【実施できる営業】 ※「営業許可業種」及び「届出対象外業種」以外の全ての食品営業施設が対象です。

○営業届出業種

主な業種例

- ・食肉販売業（包装済みの食品のみの販売） ・魚介類販売業（包装済みの食品のみの販売） ・乳類販売業 ・冰雪販売業
- ・コップ式自動販売機（自動洗浄、屋内設置） ・弁当販売業 ・野菜果物販売業 ・米穀類販売業 ・コンビニエンスストア
- ・百貨店、総合スーパー ・自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄、屋内設置）及び営業許可対象を除く）
- ・いわゆる健康食品の製造、加工業 ・コーヒー製造、加工業 ・製茶業 ・海藻製造、加工業 ・卵選別包装業
- ・集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上）※1 ・器具、容器包装の製造、加工業（合成樹脂製が使用されたものに限る）※2

※1 集団給食施設の調理を外部業者が受託する場合、飲食店営業許可が必要

※2 「HACCP に沿った衛生管理」は対象外

【実施できない営業】

○営業許可業種（32業種）

- ①飲食店営業
- ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（※1）
- ③食肉販売業（※2）
- ④魚介類販売業（※2）
- ⑤魚介類競り売り営業
- ⑥集乳業
- ⑦乳処理業
- ⑧特別牛乳搾取処理業
- ⑨食肉処理業
- ⑩食品の放射線照射業
- ⑪菓子製造業
- ⑫アイスクリーム類製造業
- ⑬乳製品製造業
- ⑭清涼飲料水製造業
- ⑮食肉製品製造業
- ⑯水産製品製造業
- ⑰冰雪製造業
- ⑱液卵製造業
- ⑲食用油脂製造業
- ⑳みそ又はしょうゆ製造業
- ㉑酒類製造業
- ㉒豆腐製造業
- ㉓納豆製造業
- ㉔麺類製造業
- ㉕そうざい製造業
- ㉖複合型そうざい製造業
- ㉗冷凍食品製造業
- ㉘複合型冷凍食品製造業
- ㉙漬物製造業
- ㉚密封包装食品製造業
- ㉛食品の小分け業
- ㉜添加物製造業

○届出対象外業種

- ①食品又は添加物の輸入業
- ②食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く）
- ③常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
- ④合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ⑤器具容器包装の輸入又は販売業